

**平成 27 年度**  
**亀岡市支えあいまちづくり**  
**協働支援金募集要項**  
**(追加募集)**

**地域課題の解決**に取り組む、**市民活動**  
**団体等**の自主的な**取組み**を**支援**します。

募集期間 **8月17日** (月) まで

## 1. はじめに

協働とは 「市民と行政が、市民生活の満足度を高めるため、開かれたプロセスのもと、対等なパートナーシップで取り組み、互いに成長していくこと」  
(亀岡市まちづくり協働推進指針)

地域の課題解決や魅力あるまちづくりに向けた市民活動団体等の自主的な取り組みを資金面から支援することを目的とする、「亀岡市支えあいまちづくり協働支援金」の追加募集を行います。

## 2. 支援メニュー

番号	事業名	概要	1事業の上限額	予算額
(1)	スタート事業	立ち上げ期の団体の事業	10万円	180万円
(2)	ステップアップ事業	活動の充実を図る事業	20万円	
(3)	市民連携事業	2団体以上の連携での実施事業	100万円	

### ☆各事業の概要

#### (1) スタート事業

これから市民活動を始める設立後まもない団体が取り組む、地域課題の解決に向けた事業を支援します。申請は1団体につき1回のみ可能です。事業テーマの設定は自由です。

これまでの支援事業例) 障害者手帳交付基準外の障害児の現状発信、亀岡の魅力発信イベント開催

#### (2) ステップアップ事業

地域の課題解決を図るために、新たな取組みを実施したい、これまでの活動を更に充実させたいという団体の事業を支援します。事業テーマの設定は自由です。

これまでの支援事業例) 子育て中の保護者の交流の場づくり、介護サービスを紹介する冊子の作成・配布と相談会の実施、外国につながる子どもたちの学習支援

#### (3) 市民連携事業

2団体以上が企画段階から連携し、単独団体での実施と比べて大きな相乗効果が見込める事業を支援します。事業テーマの設定は自由です。

※この事業でいう連携とは、事業実施時の単なる協力ではなく、事業実施に向けて企画段階から連携し、団体の長所や得意なことを活かして、大きな相乗効果が見込めるものです。

これまでの支援事業例) 保津川の環境保全及び市民活動団体の資金獲得を目的としたチャリティ・ランニングイベントの開催

★支援金額について

- 1,000円未満は切捨てとなります。
- 交付対象経費は10/10以内(100%)です。
- 申請や審査の状況などにより、予定している支援事業数を変更する場合があります。
- 支援金の一部又は全部を事業終了よりも前に交付することができます。
  - ①スタート事業、ステップアップ事業…全額可能
  - ②市民連携事業 …半額を上限として可能

★注意事項

- 同一事業の申請は原則として3年間を限度とします。
- (1)については、他の補助金等を受けない事業(申請中も含む)に限ります。
- (2)、(3)については、他の補助金等の併用を認めます。  
(但し、亀岡市が支出する他の補助金等との重複は認められません。)
- 同一団体によるスタート事業及びステップアップ事業への重複申請はできません。
- 次の各号のいずれかに該当する事業は、対象となりません。
  - ① 個人給付等の補助的要素を含む事業
  - ② 交付前に終了している事業
  - ③ 営利のみを目的とする事業
  - ④ 事業効果が申請団体や特定の個人・団体のみに帰属する事業
  - ⑤ 政治活動、宗教活動及び他の団体を補助する活動を目的とする事業
  - ⑥ 学術的な研究事業、事業実施を伴わない調査等
  - ⑦ 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント開催事業
  - ⑧ 生涯学習事業 ※(公財)生涯学習かめおか財団において生涯学習事業助成を行っています。
  - ⑨ 今年度既に申請を行った事業

3. 申請資格

本支援金に申請できる団体は、次に掲げる要件をすべて満たした団体です。

要件	スタート事業	ステップアップ事業	市民連携事業	
			申請団体	パートナー
5人以上の構成員を有し、構成員の5割以上が市民である	○	○	○	△ 市民割合は不問
市内に事務所又は活動拠点を置き、市内で活動している	○	○	○	× 市外でも可
団体運営に関する定款、規約等を定めている	○	○	○	○
1年以上の活動実績があり、直近年度の決算書及び申請年度の予算書を提出することができる	× 不要	○	○	○
役員等の構成が申請団体と30%以上重複していない				○

★注意事項

- 法人格の有無は問いません。
- 政治・選挙・宗教、思想等に関わる団体、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある団体、営利を主たる目的とする団体は除きます。
- 市民連携事業における協働のパートナーとは、市民活動団体、自治会、大学、行政機関等です。

#### 4. 支援対象期間

- 決定後から平成 28 年 3 月 31 日までの間に実施する事業が対象となります。
- ※支援決定日までの間に支出された経費も対象経費として算入できますが、支援金が交付されなかった場合は団体の自己負担になりますのでご注意ください。
- ※支援決定日までに事業に着手される場合は、事前着手届をご提出ください。事前着手の対象期間は平成 27 年 4 月 1 日以降となります。

#### 5. 支援対象地域

支援の対象となる地域は、亀岡市域のおおむね自治会単位以上の区域です。

#### 6. 申請に必要な書類

番号	書類名	スタート事業	ステップアップ事業	市民連携事業	
				申請団体	パートナー
1	支援金交付申請書	○	○	○	不要
2	事業計画書 (※1)	○	○	○	不要
3	収支予算書 (※2)	○	○	○	不要
4	団体概要書 (※3)	○	○	○	○
5	定款または規約等	○	○	○	○
6	役員名簿	○	○	○	○
7	団体の直近年度の決算書及び申請年度の予算書	不要	○	○	不要
8	連携実施確約書	不要	不要	○	

- ※1 事業の具体的な内容が分かる参考資料を添付してください。
- ※2 積算根拠が分かる資料を添付してください。
- ※3 団体の設立目的や活動内容が分かるものを添付してください。(パンフレット等)
- ※番号 1~4 及び 6、8 については、様式を亀岡市のウェブサイトからダウンロードできます。  
URL「亀岡市トップページ」→「暮らし」→「市民活動」→「市民活動支援」ページ  
また、郵送や FAX、メール等での送付も可能です。ご希望の場合は市民協働課までご連絡ください。

#### 【書類記入時の注意点】

- ☆ パソコンで入力を行うか、読みやすい字での記入を心がけてください。
- ☆ 日時や場所、参加者数など具体的な数値をあげて分かりやすく記入してください。
- ☆ 事業内容の整理を十分に行い、事業計画書に落とし込んでください。

## 7. 事業の流れ・スケジュール

日程	内容
平成 27 年 7 月 25 日 (土)  8 月 2 日 (日) 両日とも 13 : 30 ~ 15 : 30	<b>申請に関する説明会</b>  場所：かめおか市民活動推進センター  ※ 対象となる事業や経費の考え方、書類の記入方法などを事務局から説明します。申請を検討されている団体はなるべくご参加ください。
平成 27 年 8 月 17 日 (月)	<b>申請締切</b>  ※ 全書類の最終提出日となります。修正が発生する場合がありますので、お早目の申請をお願いします。
平成 27 年 8 月 27 日 (木)	<b>審査会（ヒアリングの実施）</b>  ※ 各団体 20 分のヒアリングを実施します。申請時に時間帯の調整を行いますので、あらかじめ調整をお願いします。
平成 27 年 9 月 10 日 (木)	亀岡市まちづくり協働推進委員会
平成 27 年 9 月下旬 ~ 10 月上旬	亀岡市長が交付（却下）の決定・申請団体への通知
~ 平成 28 年 3 月 31 日 (木)	交付事業の実施、事業見学の実施
事業終了後 1 ヶ月以内、もしくは平成 28 年 4 月 8 日 (金) まで	事業終了報告
平成 28 年 4 月下旬	事業報告会開催、実績公表

## 8. 対象経費

### ☆直接経費（事業に直接関わる経費）

費目	内容
報償費	外部講師やアドバイザーなどへの謝礼など ※団体メンバーへの謝礼の支出は対象外です。
旅費	外部講師の交通費や宿泊費の実費、事業に直接関わるスタッフ交通費など
人件費	事業実施のために雇用したアルバイト賃金など
消耗品費	会議資料などの用紙代や事業実施時の文具や材料費など
印刷製本費	パンフレットやチラシなどの印刷代やコピー代、記録写真の現像代など
通信運搬費	チラシなどの送付代や宅配便代など
広告宣伝費	参加者募集時の広告掲載料など
保険料	ボランティア保険や行事保険など
使用料及び賃借料	会議室や施設などの会場使用料やバスの借上料など
委託料	専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託する経費
手数料	振込手数料など
飲食費	講師へのお茶代などで、事業実施に必要な不可欠なもの ※スタッフや一般参加者のお茶代等は対象外です。

※上記に該当しないものについては、ご相談ください。

### ☆間接経費（事業に直接関わらないが事業実施に必要となる管理費）

市民連携事業については、間接経費の算入を認めます。

直接経費の10%、又は、10万円のうちいずれか低い額を上限とします。

※スタート事業及びステップアップ事業については対象外です。

※直接経費と間接経費間の経費の流用は認めません。

#### 【間接経費の主な用途について】

##### ○施設や設備の整備、維持及び運営経費

- ・賃借料、施設の維持管理費、光熱水費、IT関係費用、備品購入費、消耗品費、機器のレンタル・リース料、通信運搬費、印刷費、保険料など

##### ○本部機能に関わる費用

- ・代表や事務局長、財務や人事、施設や事務所の運営などに関わる有給職員やアルバイトの人件費、各種手当、社会保険の雇用主負担分など

##### ○ガバナンスに関わる費用

- ・監査費用、税理士や弁護士などの専門家への費用など

### ☆対象とならない経費

会議や打ち上げなどでのスタッフや一般参加者のお茶代や昼食費用などの飲食費

支払ったことが明確に確認できない経費

例) 領収書等の支払いを証明する書類がない、領収書の宛名が個人名になっているなど

その他上記対象経費に当てはまらないもの

## 9. 事業の選考について

事業の選考は、市民で構成される「亀岡市まちづくり協働推進委員会」委員等で構成する審査会によるヒアリング後、亀岡市まちづくり協働推進委員会がヒアリング結果を元に協議を行い、最終的に市長が決定します。なお、審査には申請事業に関連する課の職員もオブザーバーとして加わる場合があります。

### ☆選考基準

次の6項目により、選考を行います。

①	課題の公益性	地域が抱える課題を的確に把握しているか。
②	課題の解決	事業実施により、地域課題の解決に向けて前進を図ることができるか。
③	活動の継続	支援終了後の自立、継続的発展に向けた展望があるか。
④	手段の効率化	事業費の見積り及び支援金額が適切か。
⑤	実現の可能性	自己資金の確保や実施手段が実現可能な内容であるか。
⑥	連携	関係する機関や団体などとの連携を実施、または模索しているか。

### ☆申請前にご確認ください

- 申請にあたっては、事業の関係先や協働のパートナーと事前に十分な協議と調整を行ってください。
- 申請受付時に事務局にて事業の適格性や収支について、提出書類の確認を行います。  
※書類確認の結果、ご提出いただいた書類の修正をお願いする場合があります。申込期限内に修正が完了しない場合は受理できない場合もありますので、なるべくお早めに申請手続きを行ってください。
- 交付事業の決定は、最終的に市長が行います。審査会での審査結果は支援金の交付を約束するものではありません。

## 10. 情報の公開

この制度を利用するために提出していただいた書類は個人情報を除き、ホームページなどを通じて公表する場合があります。

## 11. 交付事業の継続に対するマネジメント

支援終了後の事業展開について、交付団体と事務局等で協議する場を設け、事業の展開方法を検討します。

## 12. 事業報告書の提出と精算手続き

事業を完了した日から1ヶ月以内又は平成28年4月8日のうちいずれか早い日までに事業内容と収支決算について報告をしてください。

交付した支援金に残額が生じた場合や不適切な事業の執行が認められる場合は、亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱に基づき支援金の一部又は全部を返還していただきます。

## 13. 事業報告

事業の成果を報告会にて発表していただきます（平成28年4月下旬予定）。また、報告会では審査会による事業評価を行います。評価結果については交付団体に通知し、今後の活動への参考としていただきます。報告会で発表していただいた成果についてもホームページ等で公表します。

### 支援金申請に関する相談対応先

#### ★ 亀岡市 生涯学習部 市民協働課

電話 25-5002(直通) FAX 22-6372

E-mail: syougai-gakusyu@city.kameoka.kyoto.jp

HP: トップページ→暮らし→市民活動→市民活動支援

#### ★ かめおか市民活動推進センター

〒621-0805 亀岡市余部町宝久保1-1  
ガレリアかめおか3階

電話/FAX 29-2703  
(水～土(第2、4木曜除く) 午前9時～午後4時)

E-mail: office@ksksc.org

### 申請書提出先

#### 亀岡市 生涯学習部 市民協働課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 25-5002(直通) FAX 22-6372

E-mail: syougai-gakusyu@city.kameoka.kyoto.jp